

指定居宅介護支援事業所あやはし苑運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人中陽福社会（以下「本会」という。）が開設する指定居宅介護支援事業所あやはし苑（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、利用者が要介護状態にあっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮し、利用者の選択に基づき、適切な医療保険サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう、公正中立な居宅介護支援を行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 指定居宅介護支援事業所あやはし苑
- 二 所在地 沖縄県うるま市与那城屋慶名1410 特別養護老人ホームあやはし苑内

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、理事長の命を受けて事業所の従業者の管理及び業務の管理を行うとともに自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- 二 介護支援専門員（常勤職員5名以上（内1名管理者と兼務））
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分とする。ただし、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第6条 事業所の内容及び手続きの説明同意は、次のとおりとする。

- 一 事業所は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者またはその家族等に対し、運営規程の概要、サービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。
- 二 事業所は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画書が利用者の意向を基本として作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得るものとする。

(指定居宅介護支援の利用申し込み及び支援の決定)

第7条 指定居宅介護支援を利用しようとする者は、指定居宅介護支援利用契約書を理事長あて提出するものとする。

(要介護認定の申請等に係る援助)

第8条 要介護認定の申請等に係る援助は、次のとおりとする。

- 一 介護支援専門員は、被保険者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行うものとする。
- 二 介護支援専門員は、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合には利用者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう利用申込者を援助するものとする。
- 三 介護支援専門員は、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも現在の要介護認定等の有効期間が終了する1か月前にはなされるよう、利用者に対して必要な援助を行うものとする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第9条 事業所の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- 一 介護支援専門員は、居宅介護サービス計画の作成の開始に当たっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を公平に、利用者及びその家族に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めるものとする。
- 二 介護支援専門員は、指定居宅介護支援事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において利用者の相談を受けるものとする。
- 三 介護支援専門員は、居宅介護サービス計画書の作成に当たっては、書式化された課題分析票を用いて、利用者について、その有する能力、既に提供を受けているサービス、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように解決すべき課題を把握するものとする。
- 四 介護支援専門員は、前項に定める課題の把握については、利用者の居宅を一月に一度

以上訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。その際、面接の趣旨を十分に利用者及びその家族に対し説明し、理解を得るものとする。

五 介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された課題に基づき、当該地域における介護給付等対象サービスが提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅介護サービス計画の原案を作成するものとする。

六 介護支援専門員は、居宅介護サービス計画の原案に位置づけたサービスの担当者から、会議の召集、照会等により、当該居宅サービス計画の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

七 サービス担当者会議は、通常利用者の居宅その他必要と認められる場所において開催するものとする。

八 介護支援専門員は、居宅介護サービス計画の原案について、位置づけられたサービスを保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者に対して説明し、文書により同意を得るものとする。

九 介護支援専門員は、居宅介護サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業所との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての課題の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更及び指定居宅サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供をおこなうものとする。

十 介護支援専門員は、上記の把握を行うため、居宅サービスの実施後一月に1度以上、利用者を訪問するものとする。

十一 介護支援専門員は、利用者がその居宅においてサービスの提供を受け続けることが困難になったと認める場合及び利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

十二 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院または退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、円滑に居宅における生活へ移行できるよう、あらかじめ居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

十三 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治医」という。）の意見を求めるものとする。

十四 介護支援専門員は、居宅サービス計画に、訪問看護、通所リハビリテーションその他の医療サービスを位置づける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治医等の指示がある場合に限り行うものとする。医療サービス以外の介護サービスについて、主治の医師の医学的観点から留意事項が示されている場合には、それを尊重して行うものとする。

十五 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第27条第8項第2号に掲げる事項に係る認定審査会の意見または法第37条第1項に基づき指定されたサービスの

種類についての記載がある場合には、利用者によるその趣旨（サービスの指定については変更の申請が出来ることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービスを作成するものとする。

十六 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更にあたっては、利用者の自立した日常生活の支援を効率的に行うため、原則として特定の時期に偏ることなく、計画的にサービス利用が行われるよう努めるものとする。

十七 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更にあたっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外にも、市町村の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置づけるよう努めるものとする。

（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

第 10 条 事業所は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他利用から希望があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付するものとする。

（指定居宅介護支援の利用料等及び支払いの方法）

第 11 条 事業所の利用料及び支払い方法は、次のとおりとする。

一 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、個人負担はないものとする。

二 通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費を徴収するものとする。なお、自動車を使用した場合の交通費は 10kmにつき片道 100 円の額を徴収するものとし、サービス利用終了時にその都度支払いを受ける事とする。

（通常の事業の実施地域）

第 12 条 通常の事業の実施地域は、うるま市、沖縄市の区域とする。

（秘密保持等）

第 13 条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

一 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

二 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には、当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(苦情処理)

第 14 条 事業所は、提供した指定居宅介護支援に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置の他必要な措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第 15 条 理事長は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第 16 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止の指針の整備
- 二 虐待防止委員会の定期的開催とその結果について従業者に周知する。
- 三 従業者に対して虐待防止の為の研修を定期的実施する事。
- 四 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。
- 五 成年後見制度の利用支援・その他虐待防止のために必要な措置。
- 六 事業所は、サービス提供中等に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたとおもわれる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するとともに再発防止策を構ずるものとする。
- 七 虐待防止に関する担当者を置く。

(業務継続計画の策定等)

第 17 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し次の措置を講ずるものとする。

- 一 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成する。
- 二 計画に従い平時から必要な措置を講ずる。
- 三 事業所は従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 四 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束の禁止)

第 18 条 事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを

得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下、「身体拘束等」という)を行わないものとする。

- 一 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 二 また事業者として身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

第 19 条 (衛生管理)

- 一 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね 6 月に 1 回以上催するとともに、その結果について従業者に周知します。
- 二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
- 三 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- 四 介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- 五 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

(ハラスメント禁止について)

第 20 条

- 一 事業所は、従業員に対して、男女雇用機会均等法によるハラスメント及びあらゆるハラスメント対策を強化することに努めます。
- 二 事業所は、契約者が従業員に対して以下の行為を禁止します。
 - (1) 身体的な暴力
 - (2) 精神的な暴力
 - (3) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為
 - (4) 従業員の写真や動画撮影、録音等を無断で SNS 等に掲載すること

(その他)

第 21 条

- 一 介護支援専門員は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、初回訪問時及び利用者から求められた時は、これを提示するものとする。
- 二 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、その他必要な帳簿を整備するものとする。
- 三 この規程に定める事項その他、運営に関する重要事項は、理事長が定めるものとする。

附則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 15 年 6 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 16 年 5 月 10 日より施行する。

この規程は、平成20年2月1日より施行する。
この規程は、平成20年4月1日より施行する。
この規程は、平成26年2月1日より施行する。
この規程は、平成27年4月1日より施行する。
この規程は、平成27年9月1日より施行する。
この規程は、平成28年6月1日より施行する。
この規程は、令和元年5月1日より施行する。
この規程は、令和2年4月1日より施行する。
この規程は、令和3年1月1日より施行する。
この規程は、令和3年4月1日より施行する。
この規程は、令和3年9月1日より施行する。
この規程は、令和3年11月1日より施行する。
この規定は、令和6年10月1日より施行する。
この規定は、令和7年1月1日より施行する。